

●予算特別委員会の総務部および企画環境部の書面審査の概要を紹介します。

総務部書面審査 (2004年3月1日)

新井 進 (日本共産党 北区)

国庫補助負担金。ひも付き補助金の見直しは当然だが、

地方自治体財政の切り捨てには、キッパリともの言うべき

【新井】「三位一体改革」にかかわって、国庫補助負担金の削減問題が言われているが、部長は先ほど「こうした補助金等が、地方が地方に適したやり方で支出ができるようにという方向」と言われた。その趣旨は、我々も地方が自主的財源を確保する上で大事だと考える。ただ国は、3年間で約4兆円削減するうち、地方に事業が残るものについては徹底的な効率化を図った上で8割程度を目安に税源移譲すると言っている。そうすると、これまでから、いわゆる国庫補助金などの分については、人件費等の超過負担が相当あった。こういう問題が残ったまま、さらに国は2割を徹底して効率化する。税源移譲をされても結局8割しかされなかったら、いままでの住民サービスを維持しようとする、市町村の持ち出し、都道府県の持ち出しというのは、増えてくるという事態になる。そういう点では、いまの国庫補助負担金の税源移譲問題は、国が骨太方針で8割程度と言っている問題のかかわりでは、部長はどう考えているのか、聞かせて頂きたい。

【総務部長】たしかにそういう基準だが、それについては、一つは「縦割り」行政の弊害と言ってはなんだが、要は各省庁で、地方で受けてみると似たような事業などもあるので、そういうものはできるだけ排除していく。あとは補助申請で東京に行ったり来たりすることなども含め、手間もかかっている。こういうところは効率化できる。三番目には、なんと言っても中央で立案されているので、地方にびたっと一致しない部分がある。そういうところをフィットさせる形の効率化で、同じ効果を残しながら8割の目標は達成できるのではないかと。

【新井】「8割の目標は達成できるのでは」と言われたが、現に今度、公立保育所の運営費等が移っているが、その中で一定部分10割もあるが8割になっている部分もある。いま言われたように二重手間になるようなことは簡素化すればいいが、現実にはもともと超過負担がずっとあった。市町村にとってみても、都道府県にとってみても。そういう問題の解決抜きに、とにかく国は、税源をカットしていくことだけが先行している。そういう意味では、市町村なり、地方自治体の税源をきちんと確保することなしに、今の国庫補助負担金だけ削減というあり方については問題だと思うので、これは交付税措置と同じで、知事としても交付

税にはものを言われている訳で、この問題も精査しもの言ってもらいたい。要望しておく。

「あとで交付税措置される」と言ってきた“有利な起債”

交付税総枠が削減される中で、財政硬直化の原因とならないのか

【新井】財政運営にかかわって、今年予算で公債費が958億5,000万円になっているが、2000年が747億円、2001年が830億円、2002年が863億円、2003年が911億円、今度958億になっている。財政規模の方は、ここ3年間減少傾向できているわけだから、公債費の、いわゆる予算の上で目的別で言えば公債費負担部分が増えてきている。これまでの説明は、これの半分くらいが国の交付税措置などがやられるということだったが、よく分からないのは、この交付税措置がやられると言っても、一方で今度のように交付税が大幅に減額されるという場合に、これが基準財政需要額の中に積算されていても、逆に言えば他が圧縮される。言ってみれば公債費分が結局のところ財政の硬直化を招くという事態にはならないのか。この点の考えはどうか、お聞かせ願いたい。

もう一点は、今年度、臨時財政対策債が大幅に減ったわけだが、実質的には起債が増えてきている。そういう点では、予算編成方針との関係もあるが、なぜ起債を減らしていくのだと言われていながら、財政見通しの中でも減らす数字がでていて、それが今回増えたというのは何故なのか。この点をお聞かせ願いたい。

【総務部長】一点目は、今年度交付税が減ったのは投資的経費の算入額を32%落としたもの。それが一般行政経費と投資的経費の地方と国との解釈の差であったということで、そこは強く言っていきたい。そういうところで実際の決算ベースの数字と算入額が合ってくれば、基本的には交付税算入をされておれば、その分は交付金にイコールでフィッティングしてくるはずなので、そういう作業の中で、いま新井議員のおっしゃったことも強く認識しながら、今後必要な交渉等やっていきたい。

二点目は、確かにそういう結果になっているわけだが、いわば財源調達が全国的に厳しくなってくる中で、個々の公共事業・投資的事業に対する充当率が上がっていたり、充当率にかかわらず発行できるタイプの地方債、そういうものが特に減収補填債等々も含め比較的有利なものが多かったというものであり、ご指摘のような形にはなっているが、知事も申しあげているように、10年後ぐらいまでには、公共事業もかなり精査をしてきており、一定の見込みが見える予算編成であったと理解している。

【新井】交付税総額が圧縮されてくると、過去のいわゆる交付税に算入されるであろう償還分が比重的には厚く大きくなっていく。先ほど言ったように、それは財政の硬直化につながるという問題を抱えざるを得ない。いわゆる交付税をもらっても、その部分は借金返済にあてなければならないとなれば財政が硬直化する。これは、従来から義務的経費の部分が膨らんだら大変だと言ってきた理屈が、今度はこちらで現れてくるようになるわけで、基本的には交付税措置が有利であろうがなかろうが、実際的にはいまの交付税が減らされてくるという流れの中でいえば、有利であっても抑制しないと大変なことになってくる。これは明らかだと思うので、この点での検討を今後シビアにしていってほしい。

財政ベースからも、公共事業を一旦ストップし総点検を

【新井】同時に、国は投資的経費の削減と言ってきたわけだが、ただ京都府の場合でも投資的経費の部分でいえば、我々も本会議で指摘したが、もっとメスが入るのではないか。事業化の部分は、土木建築部とかは「これまで事業を継続してきたわけだから今ここで止める訳にはいかない。だから予算をつけてください」という話に当然なってくると思うが、財政ベースでいえば、国が投資的経費の抑制となってきた中で、これまでやってきた事業の中でも府民的に見て一旦ストップして時間をかけて再検討してもよいという部分については、財政ベースからみても一旦ストップすべきだと、ものを言わないと財政的にはうまく進まないことになってくるわけで、この点で公共事業に対する見直し問題は改めて財政のサイドからも検討いただきたい。これは要望しておきたい。

「未来づくり交付金」への一本化で予算規模を削減

市町村の自立応援のためには、予算総枠を確保すべき

【新井】市町村振興基金条例と未来づくり交付金の関係について、これは先ほど説明があったとおりだが、振興基金条例の関係でいうと、名称変更と同時に「その他、市町村の未来づくりに関する支援」という項が目的に入った。そして、基金について「処分」という言葉が入った。従来でいうと、基金条例の場合は、その基金をもとに市町村に貸付をして回転させるということで180数億円の金を運用してきたが、今後、基金の「処分」という言葉が入ってきたわけだが、これについての考え方はどうか。

もう一点は、市町村振興補助金が今回20億円の交付金になったわけだが、ここにあてはめられているいくつかの補助金は、これは5つか6つを固めていると思うが、総額でいくらだったのか、聞かせて頂きたい。

【総務部長】いま手元に資料がないので正確でないが、だいたい22億円弱。それと一点目の基金の方は、実は現金ベースで使われない形で残っている部分があり、それは使途が制約されすぎているのではないかというような形のものであって、これは市町村のご要望に応えきれしていないのではないかというのが一つ。また、そういうことであるならば、貸付金ということではなくて、少々であれば未来づくり交付金の財源に充てることにより、すぐ使えるようにするような形の改正もいいのではということ、市町村の方々とご議論する中で出てきた。来年度も4億円ほど財源に充てさせていただいている。

【地方課長】先ほどの数字だが、補助金をかためて15年当初予算で21億9,300万円。ただ実績見込みが概ね20億円程度と見込まれており、その額については満たされる計算になる。

【新井】未来づくり交付金の場合20億円。今あったように、実績は知らなかったが、予算でいえば22億円ほどあったのが、いろんなものを合算して今回20億円になる。もう一方で基金の方は、たしかに使い勝手の話は前からあったが、崩してこれを4億円こっちにもってくる。言ってみれば22億円ほどの補助金の予算が前はあって、基金は基金で別途にあった。これが今度は全体として20億円ほどになる。4億円をこっちに持ってきた上で20億円ほどに減る。だから、先ほどから議論になっているが、市町村の使い勝手のいいようにするのは

賛成だが、しかし、総枠を減らす形になっている。そういう意味で言うと、市町村に対し国が交付税を削減をしてくるということもあるだけに、この未来づくり交付金が本当に市町村の自立の応援になるようにしようと思ったら、総枠的にも検討すべきではないか。また、基金の崩し方がどのようなテンポで進むのか。この点についてだけ、もう一度伺いたい。

【総務部長】 一点目は、あくまでも市町村からの提案ということで、これに応じてやることである。二点目は、現在の貸付金制度では滞留をしており市町村が使えないということだったので、これについての一定の道筋をつけるということだが、あくまでも臨時的な措置として、この数年間はこういう形。ただ、そんなに増やすとかは基本的には考えてない。

山内 佳子（日本共産党 南区）

産業廃棄物税。府の条例案では特別徴収方式だが、

排出者責任の明確化による産廃の発生抑制こそ重要

【山内】 第一に、課税の目的についてだが、条例には「3R」、すなわち発生抑制・再使用・再利用ということがあげられているが、産廃の問題は、大前提として発生抑制があげられると思う。そういう意味では排出事業者の責任が一番重いと思うが、この条例で課税することにより発生抑制・再使用・再利用をどのくらい進めるのか。また、本府の循環型社会形成計画の22年度までの目標で、最終処分量が20万トンとなっているが、その達成のみならず超過達成するようなことが必要と思うが、その点での目標を聞かせていただきたい。同時に、発生量の抑制目標はどうなっているのか、どれくらいの目標を持っているのか。

第二に、徴収方法について。これは特別徴収方法になっているが、どうしてそうなったのか。排出事業者の責任を明確にして、産廃の発生を根本から抑制しようとする三重県とか滋賀県で行われている申告納税方式の方が抑制が働くのではないかと、本府の検討会の中でもかなり意見が出ていたと思う。また、2月16日に環境省の検討会で、福岡県の産廃協会の会長さんがこのように言っておられる。「処分場に搬入する廃棄物の顧客に対して、税負担の値上げと意義の説明を行ったところ、ほとんどの顧客で環境未来税の意義は理解したものの、値上げについては認めていただけなかった。大部分の排出者が課税分を処理費のサービスとして求め、負担が運搬業者や処理業者が行うこととなっている」と述べられている。本府の検討会でも、「中間処理業者に処理委託する場合において、税負担が排出事業者に適正に転嫁され、排出事業者の削減意識が促進されるよう、中間処理業者に委託するものの責務の明確化に工夫が必要である」と述べられているが、条例の中でこのような意見がどういう風にどこに生かされているのか。

三点目は、中小業者への影響について、中小業者などへの支援について方策があるのかどうか。三重県や滋賀県では免税点を設けて中小業者の負担を軽くする対処がなされているが、特別徴収方式をとった場合は非常に困難なわけで、中小業者に対しては徴税よりはむしろ減量化の取組みの支援や技術指導が必要ではないかと考えるが、この点でどういう対策を立てているのか。

四点目、これは確認だが、産廃税が導入されることにより、これまで一般予算で措置されていた環境分野の予算や対策が削られることはないのかどうか、確認しておきたい。

五点目は、徴収した税金の用途について。条例案では、産廃の発生抑制・再使用・再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用にあてるとされているが、具体的にどのような計画を持っておられるのか。

【税務課長】発生抑制が重点で、循環型社会形成計画の平成 22 年度を目標としたものほどの程度寄与するののかということだが、この税制については、一番最後のほうに「5 年をめどに検討」させていただきとしており、どの程度発生抑制の効果とかを検証し、課税期間そのもの、この条例の内容そのものを検討させていただきということで、現段階において、この税でどれだけの減量をするのかという事を数字で申し上げるところには至ってない。これは、企画環境部と共同で検討しているものであるが、そのように承知している。

二点目の抑制の件だが、委員ご指摘の環境省の方でも三重県の例を引いて、他県への流失や不法投棄の増加の傾向はないということと、発生抑制等の効果をまだ検証しなければならないことがあるということが、三重県方式でも(言われているが)。申し訳ないが、数値目標ということは現段階ではもっていない。

次に、徴収方法については、特別徴収方式にした理由は、税制度としての簡明さということと、あらゆる業種ですべての事業者、多くの方が産廃の排出抑制、リサイクルに取り組むことへの効果があるということで、特別徴収方式を選んだ。産廃の処理については排出事業者の責任が根本なので、条例の中で産廃の処理を委託したものについては、この条例の目的が達成されるよう「協力する義務」を、全国で初めて京都府の条例に書き込ませていただく。こういう形で排出事業者に税相当額がきちんと適正に転嫁されるような足場、また、条例に書き込んだことだけでなしに様々な工夫が今後必要かと考えている。

第三に、中小企業者への支援だが、三重・滋賀方式と比べ、年 1000 トンとか 500 トンの免税点がないということだが、特別徴収方式のところでも申したとおり、あらゆる業種において多くの産廃発生にかかわるすべての方の努力を傾注しようということであって、そういう考えに基づくもので、実際問題としても、年額・税額にして 1 万円以下が 8 割、年 2 万円以下が 9 割という形で、非常に低利なものと思っている。

【総務部長】五番目の税収の用途、どういうものを考えているのかということだが、今までできなかったような産廃の減量技術の開発、減量化システムの工夫、そういうものに重点的に充てられたらいいなど、直接は企画環境部だが、そういう議論をさせてもらっている。

したがって、その反面だが、今までなかなかできなかったことに重点的に投資することなので、裏を返せば、いまの予算を削るとかそういう風なものとしては考えていないとご理解いただきたい。

【山内】特別徴収方式について、あらゆる事業者にということだったが、排出事業者の責任という点では、協力義務が全国で初めてというのは私も知らなかったが、これでは若干弱いのではないかと思う。この点で、どういう担保ができるのか。

三重県で効果があったということだったが、これは本府の徴収方式と違い申告納税方式で、排出事業者自らが税金を納めるということでの効果があったということだが、日も浅いので、効果の検証は難しいとは思いますが、岡山、鳥取、広島などでは京都府と同じような特別徴収方

式ですでに産廃税が導入されているが、この点での効果がもし検証されていたら伺いたい。

【税務課長】 排出事業者責任をどう貫くかということと、多くの人にきちんと取り組んでいただく、その調和が難しいところだが、この点は条例上は「協力するものとする」という形で、それを根拠にして、排出事業者に自らの出した委託した産廃がどのくらいの税に相当するか、それが分かるように、また、中間処理段階でどの程度減量されていくか、標準の委託契約書等の税負担額を明示するような、排出事業者に自らに責任があるのだという、自らに税相当額は負担しなければならないのだというような形に。これは近隣のもの、三重・滋賀以外はほとんどが特別徴収方式でやっており、委員ご指摘の中国・広島等もやっているの、その辺は近隣県とも連携して、そういう工夫を徹底したいと考えている。

中国、広島、岡山等の効果は、環境省の現在の関係では三重県みたいに言及されていないが、私どもが聞いている中では、やはり産廃税導入により、それをリサイクルの方向にもっていったり、排出についていろんな検討を進められたりと、また、税金を活用した減量化施策などが、一定県内の各事業者等に浸透していると聞いている。

【山内】 いろいろ検討されているということだが、真に本条例を実効あるものとするために、これからもよくご検討いただき、いい条例になるように期待する。

島田 敬子（日本共産党 右京区）

私学の授業料減免の対象生徒はわずかに 1%

引き続き抜本的な拡充策を検討せよ

【島田】 私学助成について、授業料減免補助制度の拡充を歓迎する。14年度の決算審議の中で、この制度の対象学校が高校で32校312人ということだった。全私学高校生徒3万3,919人中312人とわずかに1%だったわけだが、今年度1億円に拡充された中で見込みはどうなっているか。また、今回の制度拡充にあたっては、学校の経営上も大きな負担だということ、で経常経費に学費減免割を入れたとのことだが、私学自身が負担している金額はどの程度か。

また、保護者の失業・倒産に際しての緊急な事態での授業料減免の特別事業が実施されているが、14年度実績と今年度見込みはどうか。生徒数と決算ベースで教えてほしい。

また、学費軽減補助、いわゆる授業料への直接助成について、99年度に申請制度になってから、対象生徒数が1万8,000人、来年度予算との関係では98年比で7億円の減額となっており、14年度の決算ベースでは対象となる生徒割合が55.9%まで落ちているが、16年度は何割程度見込んでいるのか。

【文教課長】 減免の関係だが、16年度については、今までの3分の2から6分の5ということで、相当、人数が増えるのではないかと。そのため7,350万円から1億円への増額を図っている。15年度については全体で346名。何名かまでは計算してないが、相当増えるのではということで1億円に増額している。私学負担は、小・中学校を入れ8,400万円。そのうちの補助が3分の2なので、5,600万円の補助をしている。特別対策については、15年度は生徒数13人、補助額265万円。今年度については、具体的数字を積算していない。14年度

は 22 名 620 万円。(授業料の直接助成を)受けている人の数、交付率は、高校については、15 年度は 71.5%。16 年度については、額は同じで、ただ生徒数が減少し、全体で人数については 2.5%の減があると計算している。

【島田】 公立高校の授業料減免は全体の約 1 割になっているが、いま予定を聞いても私学はわずかに 1%前後ということで、決算委員会でも梅木議員が検討が必要と要望している。ちなみに公立高校は 4 万名に対し 4,000 名の減免。私学は 3 万 4,000 名余の生徒に対し 346 名。金額的にもまだまだ本府が支援する必要があると考える。府が直接事業を作れば、もっと私学の負担なく必要な方々に支援できるということで、前向きの検討をお願いしたい。決算では、受け入れた私学が卒業まで責任を持つという基本的考えだとおっしゃったが、公教育の 4 割を私学が担っているということで、その役割の重要性についてはお認めになり、「あり方懇」でもおっしゃっている。予算の拡充を含め、ぜひ検討を要望したい。

直接助成について、4 万 4,000 円の単価改定が 7 年越し見送りになっているが、これは単価改定を行う必要があると思う。また、特別対策の減免事業については、国も 16 年度 3 億円の予算をつけている。13 人という活用ベースでは本当に少ない。何故こういうことになるのか。これは国が半分をみてくれるわけだから、予算を有効に使い制度活用をして頂きたい。

【総務部長】 私学の関係では、生徒さんによく周知を図っていきたい。

北部地域の医師確保、府立医大の超勤実態等について

【島田】 府医大附属病院について、本会議答弁で、北部地域の医師確保について「医科大学と連携し医師確保に万全を期したい」という答弁をいただいた。また、前回決算委員会では、この研修医制度、新たな制度改正のもとで大学自身の運営にかかわる医師の確保の現状と、地域医療を支えるためのシステム化が必要との答弁もあったが、新年度予算で具体的にどういう予算が盛り込まれたのか、検討内容も含め教えてほしい。

また、経営健全化の中で、相当数の職員の削減が行われているし、14 年度も 14 名の削減、また繰入金も 8 億円の減額となっているが、こうした中で、恒常的な職員の超勤、サービス残業等も増えているのではないかと危惧している。14 年度の時間外勤務手当の総額はどれくらいか。また、新年度では、どれくらいを見込んでいるのか。また、360 時間を越える時間外勤務者の数、最新の数ではどれくらいか、教えてほしい。

【府医大事務局長】 特に北部地域について、医師確保の困難について保健福祉部との連携の中で聞いている。その確保のためのシステムづくりは必要と理解している。保健福祉部が新保健医療計画の中で、これはパブコメで意見を伺ったものだが、システム化についてうたっており、保健福祉部と十分連携し、その制度化をはかりたい。

経営改善の関係で職員削減という話もあるが、超勤の実態について、予算関係は予算書の給与明細書のところに各手当の予算を計上しているので、ご覧おき願いたい。360 時間超の実態については、手持ち資料がないのでご容赦願いたい。

【島田】 医者の確保は、新保健医療計画の中で制度化をはかりたいとのことだが、大学医局単位ではこの問題は解決できないので、制度化についてもう一度聞きたい。これは 4 月 1 日から始まる問題で緊急事態。この点で何ら新年度予算に具体化されていないのか、いるのか。卒後研修センターは部屋を作るようだが、このあたりはどうか。また、医療センターから、

洛東病院や与謝の海病院など本府の管轄下に派遣しているが、私はこの際、地方の自治体病院等にもこういう医療センターの機能などを拡充し、支援するという具体的検討も行われるべきと考えるが、どうか。

360時間を越える超勤者の数は、資料要求をしたい。

【府医大事務局長】医療センター関係の医師確保の件だが、システム化の関係で今後どうするかについては、予算と直接関係なしにシステム化を検討したい。その中で予算が必要になれば、また改めてお願いする形になる。資料については正副委員長と相談する。

光永 敦彦（日本共産党 左京区）

府立大学キャンパス整備 「大学改革の論議中」と後回しにするな

【光永】府立大学について、先ほど「統合を前提で考えていない」「あくまでも論議の積み重ねが大事」と総務部長もおっしゃった。私もそうだと思う。同時に、大学は特に「大学の自治」というサイドからも考えなければならないわけで、大いに論議することは歓迎するが、結論としてどういう形にするのかについては、まだ時期尚早である。100年を超える府立大学の歴史を考えたとき、今後魅力を発揮してゆくことが必要と考える。その点で、魅力ということでは中身もそうだが、形も重要。

そこで、平成7年12月に策定された京都府立大学の将来計画にキャンパスマスタープランが示され、計画的整備方向の方針の確立が示された。それを受け、平成12年に学舎改築などの計画も整備されたが、今後の施設整備の見通しはどうか。また、内容という点でも、図書の実態について学生等からも要望が多い。その見通し、特にネットワークについても、わずかな予算でご努力されているが、今後の見通しはどうか。あわせて、学費値下げ問題について、「実態把握を窓口等」との本会議答弁だったが、どうされるのか。

【府立大学事務局長】キャンパス整備は、将来計画では本学としての一定の考えを述べているが、現在、大学改革の検討もしているわけで、その改革の方向性に沿ったものとなるよう設置者等ともよく相談し検討したい。実態調査は、改めて全学生を対象とするような調査は考えてないが、学生とその都度の個々の相談の中で、親切に生活実態や家計状況等、話を聞きながら、授業料の減免制度等の内容を十分に説明し、適切な助言などを行っていきたい。

【光永】図書の問題は答弁がなかったが、いずれにしても少ない予算で努力していることは十分に理解しているが、今も話があったように「改革の論議の途中だから」と整備が遅れるということがないように、これは大学当局の努力だけでなく、設置者責任が府にはあるので部長もよく肝に銘じてもらって推進いただくことを要望しておく。

学生の学費等の対応も柔軟に対応いただきたい。これも要望しておく。

個人情報保護条例改正案

自己情報コントロール権の位置付けを高めよ

【光永】住基ネットについては、時間の関係で質問を割愛するが、いずれにしても運営費だ

けで2億2,400万円をかけるわりには、情報の集中化・一元化が進むことで、時代の大きな流れ、要するにリスク回避という点では分散化が必要だが、この流れと逆行しながらこれだけのお金をかけるということについて言えば大変不満で、併せて住民サイドの利便性については疑問なので、そういう立場から今後も追及していきたい。

これと関わって、個人情報保護条例の改正案が出され、今回の改正で「個人情報目的外使用の際の審議会関与の拡大」や「職員および受託業務従事者への罰則」、「利用停止請求権制度の創設」等が盛り込まれているが、自己情報コントロール権、つまり自分の情報の取り扱いに本人が関与し選択できる権利について、今回の所要の改正でどう担保されているか、あるいは、どう位置付けられるのか。

もう一点、第24条の関係について、個人情報の利用停止により「著しい支障をおよぼす恐れがあるときはこの限りでない」という風に、実施機関がそう判断すればそういう対応が可能となっているが、この判断の基準はあるのか、ないのか。施行規則の中には、これは入っていないと思うが、この点につき聞かせてほしい。

【法制室長】 現行条例でも、自己の個人情報の開示請求、あるいは訂正請求の制度がある。今回、条例改正により自己の個人情報が非常に不適正に取り扱われた場合、その利用停止等を請求できる請求権の制度を設け、今までの条例の制度に、さらに本人関与のシステムが充実したと考える。

第24条の個人情報の利用停止義務の関係だが、指摘のとおり「適正な業務の遂行に著しい支障をおよぼす恐れがあると認められるときはこの限りでない」と規定しているが、現実問題としてこういったケースはほとんど生じないのではないかと考えている。

【光永】 自己情報コントロール権は、これまでの条例の中にも盛り込まれていることは理解しているが、今後の新しい流れの中で、これをさらに高める必要がある。今回の条例改正やこれまでの条例の中では、どうしても後追いになっている。例えば、第4条の4で本人から情報を収集しなければならないが、それ以外の例外もあると盛り込まれている。今後どういう仕組みでこれを高めていくのが課題だ。より根本的には法整備が必要と思うが、府としても自己情報コントロール権をさらに高めていただくことを要望しておく。

第24条の関係は、行政の都合で停止されることがあるのか、ないのか。当然ないとは考えるが、基準がないと、可能性としてはありうるのではないかと思うが、この点はどうか。

【法制室長】 第24条の但し書については、もちろん、但し書の解釈なり、あるいは運用については、客観的に妥当性があるということが当然の前提なので、行政の恣意によって乱用するというようなことは一切ない。

【光永】 施行規則や、あるいは何らかの形で基準を明示するということも必要と考えるので、今おっしゃった方向で厳格な対応をお願いしたい。

不正軽油密造・販売業者の逮捕について

【光永】 不正軽油密造・販売業者の逮捕に関して、2月16日の軽油密造容疑で6人が逮捕されたという報道があったが、これについて府は告発されたが、その内容はどのようなものか。あるいは脱税容疑が2億2,000万円となっているが、これは計算すると6,800キロリットル

程の密造となるが、これはどうして、どういうやり方で確認されたのか。

何故これを言うかという、マスコミ報道では2万4,000キロリットルの密造が分かっているとされているが、計算すると約8億を超えらると思うが、2億2,000万円とはどういう意味かということに聞いている。

また、これまで不正軽油密造については、販売など実際に脱税行為をやっていることがつかめないとできないと言われてきたが、今回はどんな方法でつかんだのか聞かせてほしい。

【総務部長】 公務員として、告発に相当する場合は告発しなければならないという義務を持っているので、そういう判断をして告発したもの。細かな数値等々は、すでに刑事手続きに移行しているので、もちろん裁判等の場になればオープンになるが、現在は勘弁願いたい。

【光永】 内容についてお聞きしたので、きちんと答えてほしい。併せて、一点確認したい。今回、法が厳しくなる方向で法改正が検討されているが、これまでの法律でもやれたということなのか、それとも、そうでないのか。

【総務部長】 改正の点については、不正軽油と知って買えばそれが罰則となるということなので、今までの法体系にない新しい類型を加えたということ。

【光永】 いまある法律で告発することができない、難しいという話があったが、今回告発をしたのだから、その内容と、それはいまある法律でもできるのかということに聞いている。

【総務部長】 新しい地方税法の改正は、新しい犯罪類型の創設であるから、それが通って施行されるまでは、当然今の体系では適用できないものである。告発については、地方税法が引用している国税反則法に基づいて義務としたわけで、内容はそれだけしか書いてない。あと細かな、どうやって計算したとか、ここはどの資料でどう計算したのかとかは刑事事件の中身そのものなので、ご勘弁願いたいということ。

【光永】 これまでの法律でやろうと思ったらやれたのではないのかということについては答弁がなかったもので、これまでの法律でも十分やれた、府はこれまでとは態度が変わったということに厳しく指摘しておく。

●他党派の質問

齊藤 彰（自民党 舞鶴市）

【齊藤】 ①歳入の600億円の不足、特に交付税の146億円の問題は、府の見込み違いか、国の履行違反か。「三位一体改革はしなかった方がよかった」との意見をどう思うか。②地方振興局再編との関連で、本庁機能はどうなるか。

【総務部長】 ①146億円については、12月末まで形が決まらず突然のもの。見通しを早期に明らかにすることや、地方の意見を聞き入れることなどを近畿知事会として国に要望。過渡期の問題がおきているが、ひも付き補助金でなく、地域のニーズを入れた事業ができるようになるなど、三位一体改革の目指す大きな方向は正しい。②本庁は調整機能や企画立案機能を果たす。

山本 正（民主・府民連合 宇治市・久世郡）

【山本】①予算編成への決意。②鳥インフルエンザ問題の予算見直し。埋めたて処理にともない、廃掃法上の水質管理などの問題が生まれるのではないか。

【総務部長】①内部コスト削減、公共事業のやり方の見直しなど進める。②山口県の対応を参考に検討する。家畜伝染病予防法の対象となった段階で、廃掃法の体系からは外れる。

山口 勝（公明党・府民会議 伏見区）

【山口】歳出削減、健全化計画の前倒し、公共事業のコスト削減、外郭団体見直しは。

【総務部長】歳出の部分では、投資的経費を 87 億円削減、一般行政経費は幅広くあさっていった。今をしのぎ、秋までに新健全化計画を策定。公共事業経費は箇所付けとともに、作り方、ローカルルールや電子入札などコスト軽減策。一方、臨時生活関連の予算は 50%増、生活密着型予算は増やした。外郭団体は新健全化計画で位置付ける。

上田 秀男（新政会 船井郡・北桑田郡）

【上田】①総合的危機対応推進、国民保護計画について、特に消防団の位置付けは。広域消防と自治体消防のあり方は。消防力充実への支援を。②地域戦略推進委員とは。計画策定の目処は。

【総務調整課長】①国で検討中であり、法の成立を見て計画を検討する。

【総務部長】消防関係について、計画づくりの段階から参画いただく。

【防災監】初期消火と広域消化の役割を分担。ポンプ整備への助成を行う。②住民、市町村、NPOに参画いただき、今年1年かけて計画を策定する。

明田 功（自民党 八幡市）

【明田】①危機とは何か。国民保護との関連はどうか。有事と危機との関係はどうか。②未来づくり交付金は、市町村が共同して使えるか。その場合、相談調整の機関はどこか。③活断層調査の内容は。④オーダーメイド医療についてどうか。

【総務調整課長】①鳥インフルエンザもまさに危機といえる。リスク対応の連絡ルート、マニュアル、横断的情報共有のあり方を作る必要がある。

【総務部長】有事との関係は、被害エリアや内容は様々で、行政の対応には、まず連絡ルート、手段などのマニュアル化が必要。国民保護はその応用。②市町村が共同して使うことはありうるし、その方が優先度が高い。調整は振興局長が窓口になる。

【防災監】③花折、西山、黄檗など 14 の活断層調査。16 年度は三峠断層を実施。

【府立大学長】④ポストゲノムのあとはタンパクのあり方に注目した研究が進んでいる（注：オーダーメイド医療とは、DNA配列の個人レベルの違いに合わせた医療のこと）。

奥田 敏晴（自民党 城陽市）

【奥田】①向日町競輪についての 16 年度の方針は。②私学助成の内容は。

【総務調整課長】①15 年度は特別競輪の開催もあり 250 億円の売上げで赤字でなくなった。16 年度は場外委託（向日町の分を他場で売る、他場のものを向日町で売ると両方）の積極展

開をはかる。

【総務部長】②私学への経営コンサル、就学支援等。

北尾 茂（民主・府民連合 城陽市）

【北尾】①危機管理は観光振興にもプラス。危機管理のアピールを。②国民保護法制について、知事会の緊急提言の府計画への反映は。

【総務部長】①アピールは重要。総合防災訓練など目に見える形が重要。

【総務調整課長】②知事会の中に研究会。知事には責務があるが、実行部隊がない。法制上、自衛隊との連携をできるようにすべきと国に意見を出している。

林田 洋（自民党 上京区）

【林田】①競輪事業の取組み内容は。②府債が10年後に減っていくとはどういうことか。分からないので教えてほしい。

【総務部長】①場外委託を充実させる。②地方交付税の後払い、公共事業の選択と集中の反映でそうなる。

熊谷 哲（民主・府民連合 右京区）

【熊谷】①施策目標達成予算について、それぞれの施策ごとに裏づけになる内容的積上げはあるのか。②競輪事業についても外部の評価にかけ、経営健全化を。③退職手当の見通しは。ストックオプションは導入できないか。④電子カルテに関わり、遠隔サテライト方式など地域医療との連携を。

【総務部長】①例えば、情報ネットについてはシステム開発の総経費を見込み、年度毎に予算を割り振る。

【次長】②外部の意見を聞いてはどの思いはある。

【財政課長】③16年度202億円、19年度には300数十億円。

【総務部長】ストップオプションは、公務員法上できない。

【府立医大事務局長】④情報の相互交換、デジタル疎水との連携をはかる。

武田 祥夫（民主・府民連合 北区）

【武田】大学あり方懇について、①基本計画の策定にあたり、軸足として統合を前提に定めるべきではないか。②「京都学」は学問的に成立しえるか。③農学部的位置付けは。

【総務部長】①統合するかどうかはあくまでも手段であり、これを検討の軸にはおいていない。②「京都学」は日本史そのもの。ただ学部名になじむかどうかは別。

【府立大学長】②私見だが、京都には4つの文化圏があり、「京都学」は学問としては存在し得ない。学部や学科にすることもない。③農学の範囲は広いが、京都府は70%が山林であり、検討中。

企画環境部書面審査 (2004年3月5日)

山内 佳子 (日本共産党 南区)

産廃税導入について、発生抑制の計画と対策こそ重要

【山内】産廃税について、企画環境部としてぜひ期待できる答弁をいただきたい。まず税の目的である発生抑制、再使用、再利用という点からみて、本府の循環型社会推進計画の最終処分量の22年度目標が20万トンだったと思うが、そこはどうなるのか。また、発生抑制量の目標はどうなるのか、伺いたい。

【企画環境部長】非常にむずかしい問題。というのは、税によって抑制される効果には二面性がある。一つは直接施設整備をやり、「ある企業がこれまでこれだけ排出していたものが、その施設を使うとこれだけになる」ということで、ある程度カウントできる要素はある。これは、税の収入としては、使途の面から考えた場合の例。もう一つは、税を回避しようと考えてよりよい方向に向かう、その効果がどのくらいで、数量的にいくらかというのは、理論的に出すことは非常に困難。ただ、先進府県の三重県の例では、廃棄物量は激減といってよいほど減っている。だから、最終目標量とこの税の効果を直接結びつけることはできないが、我々が制度目標を定めたときは全体のこれまでの企業等の努力の結果として、それがどれだけいくか。もう一つは、特別に京都府のリサイクル量が低いというものについては、全国に合わせていこうという点から目標を出している。それにプラスアルファとして税制度のベースを考えて目標設定している。我々としては、数字的に何%貢献するかは出し難いが、非常に重要な手段と考えている。

【山内】条例案が議会を通ったあとにでも、府としての目標を立てる必要があるのではないか。また、いま三重県の例を出されたが、三重県は申告納税方式だが、何故、京都は特別徴収方式なのかと総務で伺った。「徴収の面で簡明だ」との答えだったが、企画環境部としてはどう考えているか。

【企画環境部長】私どもから見ても二面性がある。たしかに申告納付では各人が直接廃棄物税をいくら払うのかというインセンティブが非常に強い。一方で、どうしても事務上の手続きを考えなければならないが、例えば事業所だけで十数万、それを最終的に廃棄物処理場に持っていくものだけで数千ある。これを正確に点検しようとするとかかなりの人が必要。そういう点では一定部分で切って、免税点を設けなければならない。免税点を設けると、それ以下の人たちは直接税が行かないわけで、インセンティブが働かない。どうしても免税点とセットにならなければならない。一方で、直接徴収方式では、産廃処理場に持ってきた人に自動的に料金計算時に加算され、必ず税金になる。問題は、途中で転嫁されないで痛みを感じない人が出てくるのではないかということがある。そういう面ではどうだという議論はあるが、今条例案では特別徴収方式で全員を対象にし、その上で転嫁ができないという部分での手立てを組めるようにした。中間処理でくる人について結局問題になるが、中間処理業者に委託した人に関しては「協力義務」を課して、何らかの形で中間事業者を利用したものにも

「このくらいの税はかかっている」ということを分からせるような仕組みを考えたい。

【山内】特別徴収方式を取るということでは、若干の懸念を持っている。特に転嫁がきちんとできるのか、発生の抑制をするという点で非常に弱いのではないかと、懸念がある。

キリンビール跡地開発

十分な地元協議、環境アセス実施を府として指導せよ

【山内】キリンビールの跡地開発だが、4月から建設に着工するというのを昨年の説明会で説明を受けた。まだ何の報告もないが、いま現在、京都市と向日市、キリンビールとの間でどのような話し合いが行われているか、進捗状況をうかがいたい。

【企画環境部長】夏に構想案を発表され、これについて市民の方々の意見を聞き、京都市、向日市それぞれにおいて、その意見に基づき、大枠について、結局規模の問題が一番大きいですが、キリンビール側と協議しており、次の段階でこうなるという段階にはまだ至っていないと聞いている。だから、4月に着工ということはまったく不可能。

【山内】向日市議会で計画の見直しを求める「請願」が採択されたが、地元協議、地元合意という点で本当に不十分な開発計画であり、都市再生緊急整備地域の指定を府が行ったことにそもそもの大きな責任がある。地元住民や学校もあるので、協議を十分に行うよう府が指導する必要があるが、いかがか。

【企画環境部長】京都市とは事務段階だが協議機関を設けて、具体的に話し合い、問題点について協議を進めているし、市町や市の幹部も要望で来るので、そういう話もするし、住民からの懸念などについてどう取り扱うのか、その点は十分に検討するよう何度か話している。

【山内】京都市への意見書に対して、キリンビール側から見解書が出されているが、その中で今後、環境アセスについて計画が固まる段階で法令上必要となった場合は実施するといっている。「法令上必要となった場合」とはどういう場合か。

【企画環境部長】京都市の場合、確かアセスの要件が45メートル以上の建物で、面積的には5万平米くらいだったと思うが、それをアセスの対象とするということなので、構想では8万か9万平米くらい、これをどのように割れるのか。向日市にかかるのか、京都市にかかるのか分からないが、そういうふうに手続き的にかかるのなら考えられるのではないかと。京都市の場合には、50ヘクタール以上が対象なので、あそこは22ヘクタールなので、法的にはかからない。法令上で考えられるのはそれくらい。

【山内】京都府としてどうされるのかということで聞きたいが、1998年に環境影響評価条例が議会上に上程されたとき、本会議でわが党の岩田議員が質問し、当時、知事が「環境への負荷の少ない、社会の持続的発展に大いに貢献する」と答弁している。総務委員会の審議では、新井議員が質問し、「高層建築物のアセスをするべき」と求めているが、「対象とならない」という答弁だった。私たちは事業規模だけでなく、環境への影響が大きいかどうかでアセスを実施すべきということで修正案を出した。当時は90メートルのマンションが府内に建つということ予測されてなかったのかなとも思うが、いま、ビル風の問題で、昨年10月28日、裁判が確定した事例があるが、キリンの見解書では、「風害が少なくなるよう検討する」とか、「防風植栽、塀等で改善を図る」としている。しかし、90メートルのビルが建って、そこに

いくら植栽しても、それがどういうふうにもビル風を防ぐ手立てとなるのか、住民には納得できない。これは大阪・堺の例だが、57メートルのマンションが2棟、35メートルの高さのマンションが1棟建っているが、その最大瞬間風速が30メートルを超える。これは風速計を施行業者に付けてもらっているからわかるが、その方は、「急に風が固まりになって襲ってくる。夜眠れない」ということでノイローゼになるなどの大きな被害があり、結局判決が確定するまで住み続けることができずに引越させられた。あわせて2,000万円の慰謝料と損害賠償(2世帯)をうけたが、いくら裁判で勝訴をしても住み続けることができないようなまちづくりでは困るわけで、京都府として、十分に地元協議、また、せめて環境アセスに準じるようなことをやれということ、キリンに指導いただきたい。

久守 一敏 (日本共産党 伏見区)

産業廃棄物の排出抑制計画について

【久守】 環境問題、特に循環型社会をどう作るかという点で質問する。

まず、全体のごみの問題だが、リサイクル法に関わって、車とか、建設とか、食品とかがあるが、府全体のごみの総量はどうか。また、抑制計画、進捗状況はどうか。

【環境政策監】 廃棄物に関しては、昨年の3月に循環型社会形成計画を作ったところ。その計画の数字が、基準年は平成11年、目標年は平成22年だが、一般廃棄物では平成11年の122万トン、平成22年には112万トンに、最終処分は65万トンから13万トンに減らしたい。産廃は、550万トン、563万トン程度の増にとどめ、最終処分は37万トンから46%減らし20万トンに減らしたいというのが目標。進捗状況は把握するところまで行ってない。

【久守】 最終処分を大幅に減らすといわれたが、現在、京都府内の最終処分場がどれだけあり、どんな運行がされているのか。また、受け入れの将来見通しは、平成22年には変わらないのか、なくなっていくのか、そのあたりを数量含め伺いたい。

【環境政策監】 最終処分場は稼働中が6カ所。残余は京都市を除いているが、まだ6~7、8年分はある。

【久守】 年間の数量、受け入れ数量などは分かるのか。

【循環型社会推進課長】 産廃の府内の最終処分量は、平成11年は37万トンが発生、そのうち府内で処分されている量は年度がずれるが、平成13年で約9万トンと推計。その他のものが他府県、大阪のフェニックスとかに行っている。その他に、逆に他府県から3万トンが府内に入ってきている。一般廃棄物については、各市町村でかなり確保しており、23カ所で約20年分の残容量があるが、京都市を除くと7年分くらい。

【久守】 大変危惧されるが、府の資料では、現在の554万トンの産廃がある。そのうちリサイクルなど色々とされており、現在の業種ごとのリサイクル率、汚泥とか、ガラとかの区分で各リサイクル率は分かるのか。

【環境政策監】 そういうデータは持ってない。

【久守】 全体として再生・利用が187万トンで33.8%、処分が37万トン5.8%と表にはなっているが、これはトータルでわかるというだけで、個別的には分からない。府外への搬出も

多いが、それらは不正規に処分されたものなのか、それとも、現在の処分を引いた分が府外だろうという数字なのか、この辺はどうか。

【環境政策監】産廃のデータはいろんな手法を使った推計なので、承知してほしいが、府内で発生する産業廃棄物が554万トン、それが最終処分にまでなる量が31万トンになる。そのうち22万トンは京都以外の処分場に流れる、持ち込まれる。府内で処分されるのが9万トンである。一方、外から京都府域に入るのが3万トン。従って、京都府域で埋める最終の量が11～12万トンという数字になる。それを17年度の税収見込みに換算すると、若干数字が下がり8～9万トン分8900万円くらいという、だいたいの推計である。

【久守】推計が多く具体的に分からないが、府外に出された分が法的にきちんと処理されているのか不安だ。昨年建設リサイクル法ができた段階で、北部の業者のみなさんは、木の問題も含め処分を受け入れてくれるところなくなった、府内の受け入れ地域があったのだが、そこでは細かい業者の面倒までは見切れないということだった。また、福井の受け入れ先では、年間3～4件しかつぶさない業者とは直接取引はできないと、70万円の預託金や契約金を積んでくれという話がでた。今度の自動車リサイクル法もそうだが、業者のみなさんがどこでどういうふうに処理すれば正規の正当な形で処理されるのか、それが分からないというのが全般的に事業者の不安になっている。しかも37万トンのうち10万トン弱しか京都府内では処理ができない。そういう点では、全体の排出抑制の計画をきちんとする必要がある。排出業者が受け入れてもらえるようなシステムを作らないと、税金をいくらかけても排出量が減らない。

例えば車の問題でも、警察署で聞いたが、7月に法律が通った。そうすると突然、廃棄物の車が増えた。伏見の場合は、向日市・山科・伏見と3管内あるが、伏見署の管内だけで500台が放置されている。しかも、そのうちの相当量が府の河川敷や府営住宅の敷地内に放置されている。確かにナンバープレートがないものや、エンジンのないもの、まだ動く車も含めて違うわけだが、そういった状況になっている。こうした出され方を見ると大いに不安がある。一般ユーザーの問題もあるが、処理業者が適正にどう処理をするのか分からない。産業廃棄物全般について、こうしたことがいえる。どこでどんなふうに適正に処理をされるか、受け入れ態勢があるのか。例えば京都の処分、府内で適正に処理されるなら37万トン分の処理ができる体制が必要となってくる。それができないのなら、それに合わせた全体のごみの抑制計画を立てる必要がある。この点についてはどうか、伺いたい。

【企画環境部長】フォローができないではないかということだが、基本的には最終処分場、中間処理業者、主要な大規模排出者については、計画を出させるということで大体おさえている。府外に流れている分は、私たちは全く分からないと言っているわけではない。例えば、大阪のフェニックスで大規模な処理をしているが、一つの場所で処理しているのは迷惑をかけないという点では一つの理想と思うわけで、ただ現実考えた場合に、産業廃棄物の場合は、産業活動が広域化していることもあり、ふさわしいところ、可能な場所にある程度の量を処分できる仕組みが必要。そういうことで、結果として、先ほど、約9万トンは府内で処理し入るが、22万トンくらいが出ているというのは、廃棄物の不法投棄がどうのこうのというレベルの話ではない。

【久守】先ほども述べたように、事業者が安心して出せるシステム作り、それから抑制計画

を明らかにし、どこでどうなるのか、そして金額はいくらなのか、必要なシステム作りをしてもらいたい。産廃の最終処分目標で、37万トンから20万トンに減らすとなっているが、表がよく分からない。減量化率が2.4%アップする、再生利用率が0.8%アップする。総排出量は3%増。それが全体で54.4%になるという仕組みについて教えてほしい。

【循環型社会推進課長】 減量化は、産廃の場合大部分は汚泥で、550万トンのうち4割を占めており、それが大部分が水なので、脱水により減量することになる。それはただ脱水すればよいわけだが、下水等の普及により汚泥が増えてくるということがある。だから、減量化率が高まることが推計として出てくる。

島田 敬子（日本共産党 右京区）

過疎・中山間地域の総合的な生活交通確保対策について

【島田】 地域生活交通確保対策について、先ほどから議論があるが、京都交通再建問題では、会社がたとえ再建されても過疎などの赤字路線は切り捨てられるのではないかという危惧を持っている。この間は、JRバス、丹海、奈良交通等でそれぞれ路線の休廃止が加速している。市町村は代替交通を確保するために懸命な努力をしているが、この度の丹後のブロック協議会の報告では、伊根町が町的生活交通バス運行計画を提案して、スクールバス、患者移送バス、町営コミュニティバスなどで対応する計画を出している。京都交通の場合もそうだが、いまやバスの利用者は高齢者、子どもたち、児童・生徒・学生など交通弱者が中心。過疎地域、中山間地域はとりわけ住民の福祉という観点に着目し、これまでの補助金行政の枠組みをかえて、文字通り地域の総合的な交通確保対策をすすめる必要がある。常任委員会でも同僚議員、また私も新潟県の事例等を示し紹介してきたが、市町村が主体となって住民ニーズを把握しながら地域の交通確保計画を策定できるよう支援することが必要と提案してきたが、いかがか。改めて見解を伺う。

【企画環境部長】 私たちも、今の京都交通については、現状をただちに变えることは大きな影響を及ぼすので、まずは今の路線を維持してほしいという立場で働きかけている。将来的にみると、路線バスが昔のまま幹線交通として生きてゆくというのは、客観的には非常に難しい。そういう意味から言うと、去年、議会のみなさんのご支援も得て、新たに実施方向も含めた検討制度を作った。今年は、現在、精華町と久美浜町で利用いただくが、こういうような自主的運行を真剣に考えていく時期にあるということ間違いはない。ただ、これは補助制度とともに国の運輸制度の問題もあるので、そういう点も併せて考える必要がある。

【島田】 新しい試行的事業については評価しているが、現段階の京都府の対応をみていると路線維持確保計画にとどまっている。「市町村がやる分にはどうぞがんばっておやりください」と、まだそのレベルにとどまっているのではないか。というのは、これまでの答弁で、地域交通協議会がそういうことの検討の場だということだったが、例えば今度の丹後の協議会、また南部・相楽合同ブロック協議会が開かれたが、ここの出席者はどのような状況になっているのか。

【企画環境部長】 中心は、地域の市町村の代表、振興局の関係者、バスの団体の方が主なメ

ンバーになっている。

【島田】 出席、欠席の状況、人数はどうか。

【広域交通対策課長】 手元に正確な人数はないが、当該の丹後については、伊根町をはじめ数町、地元の振興局。京都南部・相楽合同ブロックは関係市町がかなり多いが、これらはすべて出席している。

【島田】 答弁があったように、休廃止が確定しそうな事案について討論するということから、丹後ブロックでは出席者はわずか7名、欠席者は13人。南部・相楽合同協議会は、出席者16人、欠席者22人ということで、結局お答えがあったように、当該自治体、当該バス事業者だけが参加して、後をどうするのかと、結局、事後対策の検討の場、結論付けの場にしかなくてない。地域の総合的な生活交通をどう確保するかという場に、この協議会はなっていないということをお認めになるか。

【企画環境部長】 認めることはできない。それは、たしかに2時間ぐらいの協議ですべてが決まるということではなく、そこに至るまでは何ヵ月も協議を続けている。そういう意味で当日の出席者、欠席者の判断だけで物事を評価して、それ以外は何もないというのではない。

財政負担を含めて市町村の実態を把握し、

計画確立へ府として親身な支援をすべき

【島田】 先に提案したように、路線対策、あるいは補助金対策だけでなく、市町村がどのようにその町の交通確保、生活交通を確保するかということへの支援が必要。具体的に計画を策定している自治体はどうか。

【企画環境部長】 先ほど申し上げた新しい制度は、やり方は市町村にお任せしている。市町村が具体的な運行をするときは、当然地元にも具体的な打ち合わせをすると聞いているし、現にこれまで市町村の代替運行の制度は別途持っているが、これをやる時は必ず地元と何回も調整され制度に乗せているということがあるので、形式的にそういう協議会を作って云々ということではないかもしれないが、実質的にはまさに生活交通の問題なので、地元抜きに作りようがないので、実体としては十分おっしゃる点はカバーされていると考える。

【島田】 質問は、市町村がそういう確保計画を持っているのかということ。府内の自治体で持っている自治体があれば聞かせてほしい。

【企画環境部長】 交通確保計画というのが、どういうことをさしているのかも一つ分からない点もあるが、例えば精華町は新たな運行の形を作るために、いま実証運行をしようとしているわけで、それが点検された後に、そういう計画を作る場合もあるかと思う。

【島田】 結局、今はないのですね。それで、「市町村にお任せしている」とおっしゃったように、いまはお任せなのです。住民参加、協働とおっしゃったが、市町村の担当者は一生懸命がんばっているわけで、これを支援するためにこういう取組みがありますよ、こういう計画が立てられましたよという情報をもっと提供する。そういうことも含め、もちろん財政的な応援ももっとする必要があるが、もう少しお任せでなく、一緒にこういう計画を作っていくという体制を作るべきと考える。

先ほど上田委員からも市町村財政がひっ迫しているという指摘があったが、いろんな方法

が行われており、その対策をどのように把握しているのか。一般財政からの繰り入れはどうかと聞かれ、「つかんでない」とおっしゃった。府として出している補助金の範囲内しかつかんでない。ここに端的に証明されているように、市町村がどういう計画を持ち、あるいは考え、どれだけの負担を持ち出しているのか。こういうことをつかんだ上で支援を考えていく必要があると思う。例えば、南部・相楽ブロックの和束町の場合、お聞きすると、奈良交通の休廃止路線に伴い、路線バスでは1,030万円。さらに通学費助成という形で交通を応援しているわけだが、小・中・高併せて1,050万円。この他に町営バスもあるということで、和束町の25億円の予算のうち1%を交通対策に使っている。こういうことも含めつかみ、情報交換の場を作っていく。

私は地域協議会を形だけ作ればよいといっているわけではない。しっかりとこういう場を作ろう、そして試みの実験事業をやろうということになったわけだから、改めてそういう実態をつかみ、生活交通確保のための努力をいただきたい。いかがか。

【企画環境部長】 府県の役割と市町村の役割はやはり違う。これからは、ますますそういう点が重要となってくる。私たちはベースとしては広域的に使われる路線をまず支えていこう。その次の段階では、市町村がそれぞれの自由でやっていこうという運行バスについても支援していこう。そして、さらにその次の段階をどうするかということについては、これは何か市町村にお任せとかそういう意味でなくて、市町村は独立した自治体だし、一番住民に身近な基礎的自治体なわけで、自分で判断し自分で行動する分が当然ある。だからすべてのことに府県が関わり、支援し指導していくという問題ではないと考えているので、現在としては、基幹路線、それからもう一段降りて市町村が独自にやるものについて財政的に困るという場合は、やはりその確保という意味では支援していこうということ。ただ、その発想だとか、住民との組立てだとかは、それは市町村の発意でやればよいと考える。

【島田】 部長は保健福祉部が作っている「地域福祉支援計画」を見たことがあるか。

【企画環境部長】 細かく見たことはないが、話題になっている計画であることは知っている。

【島田】 ぜひ中までご覧いただきたい。市町村においては、住民の参加、合意を得て計画的に地域福祉の推進を図っていくための検討をする。これを京都府は応援すると書いてある。住民参画、住民協働、地域福祉。交通確保計画についても、これは福祉の一環としての着目が大事だと思うが、支援をしなければいけない。その点で冒頭から述べているが、実態をまずつかんでいただかないと、ペーパーの上では支援できないわけで、スクールバスだとか、患者移送サービス等、バスの保有台数などはつかんでいるようなので、個々に、一体、市町村がどういう財政負担をしているのかをつかんでいただき、また情報提供いただきたい。

新井 進（日本共産党 北区）

産廃税の課税対象について。京都市のあわせ焼却分、

東部山間地への持ち込み分が税の「抜け穴」に

【新井】 最初に産廃税について確認の意味で聞くが、今度の条例は京都市域もカバーすると

理解しているが、第3条で課税は最終処分場のところで行うとなっている。京都市の場合、一廃と産廃をあわせ焼却を焼却場でやっているが、この場合の産廃はどうなるのか。また、東部山間埋立地についても、一廃の埋立てと産廃の持込を認めている。中間処理業者については認めてないが。そうすると、最終処分場における賦課徴収となっているわけで、これはどうなるのか。

さらに、京都府の場合、大阪の最終処分場に持ち込んでいる業者もあり、約1割が流出している。今度の場合、これが課税対象外となるが、今後、これらについて府県をまたがって網をかけないと効果的でないという議論がこれまでであったが、この点について、滋賀県でやられていることもあるが、近畿圏などとの調整等はどうか。

【企画環境部長】 いわゆるあわせ産廃の取扱いは、法的に許可をとり、はっきり産廃施設という位置付けになれば、最終処分場としてこの対象となる。

他府県に流出している部分は、処分場のある自治体、府県との関係で難しい問題があり、フェニックスなどは、兵庫県、大阪府は産廃税をまったく検討してない。その一つの要因は、処分地の問題があるから。その運営の問題がある。もう一つは二重課税の問題が出てくる。今の段階では、やはり私たちは、府内にある処分場について課税する形をとった。

【新井】 京都市のあわせ焼却の場合は、最終処分場の許可は取ってないのでしょうか。

【企画環境部長】 それは事実上できるという、廃掃法上できるという権限があるので、産廃をもってこられたときに拒否せずに焼却できるという、事実上の問題として可能。

【新井】 産廃税の議論をしているわけで、産廃税として補足ができきるのかを聞いている。それをいまは最終処分場だけにしているけれど、京都市の東部山間地なり、あわせ焼却している場合は補足できないのではないかと、税の議論として聞いている。このことを全面的にやることによって、排出量の抑制などをやっていこうという最初に説明された内容になる。ここの抜け穴をどうするのかと聞いている。法律論を言っているのではなく、この条例の適用について聞いている。

【企画環境部長】 産業廃棄物の最終処分場に搬入されるものに課税すると申し上げている。

【新井】 条例は分かっている。ここは抜け穴になるということですね。産廃が燃やされているし、持ち込まれている。これは抜け穴になっている条例だということですね。

【企画環境部長】 抜け穴とは、私どもは認識してないが、現在の課税対象地になっていない。

【新井】 課税対象地になっていないということを確認しておく。量については後で一度つかんでほしい。いわゆるあわせ焼却で京都市で産廃がどれくらい燃やされているのか、東部山間地にどれだけの産廃が持ち込まれているのか。これも含め、リサイクルなどの全体の発生抑制をはかることで、税の目的が達成できるよう努力していただきたい。

丹後大規模公園の総事業費はいくらか

構想の破たんの中、現時点での府としての総括を

【新井】 丹後リゾートの大規模公園について、17年度暫定供用開始といわれてきたが、(総事業費については)これまで150億円の2分の1ないし3分の1とアバウトに言われてきた。いよいよここまで来た段階で、用地費や道路建設費などの造成費、さらにはセミナーハウス

や宿泊棟、これらについて総事業費はいくらか。また、国はリゾート法の基本方針の変更と言いはじめたが、当然、京都府も基本構想の見直しが必要となってくると思うが、そういう検討の方向で進められるのか。特定民間施設が平成元年のときの構想では150カ所ほどあがっているが、全国的には進んだところで20%程度、遅いところでは4%程度しか整備されていないが、京都府の場合はどの程度か。

【企画環境部長】 丹後海と星の見える丘公園の事業費については、第一次分、17年度運用開始というふうはこのあいだ申し上げた部分を取り上げると、全体経費で約43億円くらいかと見ている。ただ、申し上げないといけないのは、これまでいわゆる共生の森の部分、海側の部分、そこも16年度から工事着工すると考えていたが、財政的に非常に困難なこともあり、建設費としてはその部分は抜いている。これまでに大体30億円くらい投下しており、残り13億円くらいという見込み。

基本法の改定に伴う構想の見直しは、確かに京都府でも大きく違っているというのは事実としてある。ただあれを作るときに、市町村と協議し作り上げたものなので、その方針をベースとして、できるだけ早い時期に見直し、検討をしたい。

民間施設の部分は手元に資料がないが、全体として約22%の進捗状況で、国とほぼ同じ。

【新井】 基本構想の見直し問題は、この時点でやはり総括をきちんとしていただきたい。この基本構想を作ったときに丹後の地域振興、丹後地域の雇用の拡大、そういうものに資するというのが大きな目的だった。とりわけ農業が、機が、漁業がという中で、これに大きな期待をかけられたわけで、それが今日どういう到達なのか、地域振興にどう役立ったのかという角度からの総括をぜひ進めていただき、今後も、やはり土地だけ買ったというようなところもあるわけで、また、埋め立てただけで終わっているところもあるわけで、それらも含め地元住民の合意も得ながら解決を図ることを要望しておく。

弥栄町のエコエネルギープロジェクト

「5年間の研究期間」を経過した後はどうなるのか

【新井】 NEDOの問題だが、エコエネルギープロジェクトの予算が今回1億1,000万円計上されている。京都府の場合の財源はNEDOから出ていると思うが、これは確認したい。その上で、地元・弥栄町の方はバイオエネルギーの関係で用地造成等の費用で1億1,490万円の計上がされているが、この財源はどうなっているか、NEDOからでるのか。また、いわゆる研究期間というのは、15年から19年の5年間となっているが、そうすると来年度工事が完了するかどうかという段階で、実質的な研究の期間は5年間でなしに3年程度にしかならないのではないかと。この点は、そういう理解でよいのか。さらに、5年経てばこの研究期間は終わるが、その後はどうなるのか。

【企画環境部長】 ほぼ100%がNEDOの補助金で償われる。弥栄町の件は、補助対象はもともと施設整備費と実験経費なので、そちらの部分は入っていないと思う。実験期間は、たしかに16年度に主要部分を作り17年度から着手なので、期間は3年間になる。5年後は、まだ確定してないが、私どもとしては無償で引き継げるようにしていきたいと考えている。

【新井】 京都府の場合にはNEDOから全額金が出て、それでエコエネルギーのプロジェクト

をやる。しかし地元・弥栄町は、財政規模はきわめて小さい中で、用地買収や周辺の道路整備のお金は出ない。その分を、いま弥栄町は工面して予算計上されている。そういう意味で私は、この造成等も含めた部分に財政的支援をできる仕組みを作らないとまずいと思う。これは要望するので、何らかの工夫ができないのか。

もう一点は、5年を経過した後、いまの話ではどうなるかがはっきりしない。地元で説明されているのは、5年経てば別の会社が引き受けるという話まで言われている。会社を立ち上げてそこが引き受けると。そのときに有償か無償かは分からないと、こうなっている。もし地元が有償で引き受けなければならないと、第3セクターでも作って。こうなったら、こんな研究機関、施設を地元の小さな会社が存続させる意義があるのかどうかという問題が残ってくる。その辺をもう少し聞かせてほしい。

【企画環境部長】 5年後の話は、方向としては無償で、地元が、地元というか活用できる主体があれば、そこに無償でやってもいいという方向の議論が進んでいる。引き受けなければならないとか、引き受けるべきだという議論でなくて、むしろそれを使いたいという人・団体、そういうところに活用してもらえろという考え方である。

【新井】 最後に言うておくと、今もあつたように、5年経てきわめて専門的な研究テーマで始まる。あとは発電だけでうまく行くのかどうかあるが、ただバイオの場合だったら、そこに持ってくる残滓は、生ごみなどの確保から含めずとやらなければならない。地元のあの場所で、その引き受け手ができるのかどうか。その引き受け手がなかったら、今お金をかけてやっても、3年間研究してそれで終わりになる。ところが弥栄町はここを拠点にして、スイス村も含めて地域振興に役立てたいと思っているわけで、当然そこまで含めた絵を住民に説明しないと、とにかく3年間こうやるというだけでは、その先はどうなるのかというのは地元住民のところではよく分からない状態になっている。ここについては、弥栄町ともよく協力して住民に分かるような説明と、誰が見ても地域振興に役立つというものに仕上げていただきたい。これは要望しておく。

●他会派の質問

上田 秀男（新政会 船井郡・北桑田）

【上田】 京都交通の再生手続きについて、①現在の再建計画、②協議会の内容、取組みは。

【企画環境部長】 ①11月1日の計画提出にあたり、4月末まで交通量等を調査。②協議会に対策部会を設け、独自に地域の利用状況等を確認。

【上田】 これまでも非採算路線は切捨て。民でやってもダメなものは公でもダメでないか。路線廃止後の生活交通の維持、今日の市町村の負担額はどれくらいか。

【企画環境部長】 赤字の負担は2分の1ずつで、昨年は4,400万円の補助。

【上田】 合併で路線をどう維持するか、厳しくなってくる。民間が良いとこ取りすることにならないよう要望する。

前波 健史（自民党 伏見区）

【前波】不法投棄について、車や家電の現状はどうか。農林や府警との連携はどうか。

【企画環境部長】一廃か産廃か、また道路管理上、放置車を撤去することと所有権の問題など対応は複雑。京都市条例は市長の撤去権限で、市の認めるエリアに実質的な手立て。

【前波】大阪府にも条例があるので、府としても条例化を。

【企画環境部長】大阪のものは府有地に限ったもの。府としてやるのがよいか、市町村がよいかの問題。市町村のポイントごとに現実的対応が必要か。

酒井 国生（自民、亀岡市）

【酒井】山陰線複線電化の進捗、駅舎改築の進捗は。

【企画環境部長】平成 20 年に向け優先事項として推進。亀岡駅舎は協定をつめている段階。

【酒井】負担区分は。

【企画環境部長】JR と府と市町が 3 分の 1 ずつ。京都市内は JR 2 分の 1、府と市が残り 2 分の 1 となっている。

熊谷 哲（民主・府民会議 右京区）

【熊谷】①地域緊急整備事業の携帯を利用した観光サポート事業は怎么样了か。②京都交通に関わり、「生活の足を守る」とは判断の基準があるのか。③学研都市について、「研究機能を有する工場」についての基準は。④鳥インフルエンザについて、鶏ふんが川に溢れ出そうとしている。府の処理への指示は。

【企画環境部長】①採択されなかった。②今の補助制度の基準だ。その基準は、10 キロ以上、1 日 3 回以上運行、15 人以上乗降。③文化学術研究用地には研究、試作・加工があるが、試作・加工と生産が一体となった工場のこと。法律上の基準でなく、指導の範囲のもの。④法的には産廃だが、現状は家畜伝染病予防法のエリアとなっており防疫員の指示による。

菅谷 寛志（自民、山科区）

【菅谷】①庁内ベンチャー事業の内容、方法は。②地球温暖化防止センターの活動内容は。③エコエネルギープロジェクトの進捗は。弥栄町、府民への還元は。

【企画環境部長】①3 年間ヤングブレイン制度を実施、16 年度からは他部局のものも受け付け、部署も変わることができる。

【環境政策監】②ライフスタイル、エコエネ、バイオのスキル研修を実施。

【企画環境部長】③5 カ年計画。施設設計の後、2~3 年実証研究。還元のための検討会を設け、愛知・青森県と共同しフォーラムを計画する。

武田 祥夫（民主・府民連合 北区）

【武田】①産廃税条例の年収、対象事業所数、用途は。②学研のバイエル撤退の跡地利用は。③地球温暖化防止の目標の達成状況は。

【企画環境部長】①8.9 万トン、8,900 万円。中間業者 110 社、直接持ち込み業者は 2,100

社。使途は排出抑制対策。②バイエル撤退は、グローバル化の中での集約化。跡地利用、誘致については過渡期にふさわしい新たな要素を考える段階。③温暖化対策は、京都府は比較的順調に進んでいると見ている。

山口 勝（公明党・府民会議 伏見区）

【山口】①事前評価制度の中の「公共関与の妥当性」の検討は、健全化計画や民間委託に資するの。②京都市との二重行政の解消は。出前語らいは京都市内ではやらないのか。

【企画環境部長】①新規の事務事業評価は 115 事業について公表、その結果点検はこれから。公共関与の妥当性は重要な視点として十分検討。②府と京都市の関係と府と市町村の関係は同じ。行政需要はあり、一つひとつの施設をとれば不満はない。出前語らいは制限なく、要望により京都市内でもやっている。

奥田 敏晴（自民党 城陽市）

【奥田】①屋上緑化について、府民参加の意味は、②山砂利採取跡地について、修復は 420 ヘクタール、埋め戻しは 500 万立米だが、これは全体の何%か。修復はいつ頃終了か。

【企画環境部長】①府民参加は、公募という意味と手伝いを NPO にという二重の意味で。②約 4 分の 1 の量。全部の修復には 2~30 年かかるが、部分的にでもメドがついたところから使えるようにしていきたい。

北尾 茂（民主・府民連合 城陽市）

【北尾】①山砂利採取跡地について市との連携を（要望）。②グリーン購入の現状と課題は。③希少動物の保全の現状は。外来種規制策は。

【企画環境部長】②コアになる組織作りが重要。消費者団体、商工団体を中心に何を打ち出すか、対象商品等について検討し、一年目は関係企業、商品の紹介をする。一般に広げるとは大きな課題。

【環境政策監】③昨年、検討会を実施。800 種が絶滅の恐れ。絶滅寸前、寸前近くのものへの対応を進めている。外来種規制策については、法制化の動きを見て検討する。